マイセルフ品川プラン

～誰もが自分らしく～

概要版

男女共同参画のための品川区行動計画（第５次）

品川区配偶者暴力対策基本計画

品川区女性活躍推進計画（新）

2019（平成31）年３月

品川区

「マイセルフ品川プラン ～誰もが自分らしく～」の策定にあたって

男女共同参画のための品川区行動計画（第５次）
品川区配偶者暴力対策基本計画
品川区女性活躍推進計画

このたび、2019（平成31）年４月から2028年度までの10か年を計画期間とする「マイセルフ品川プラン ～誰もが自分らしく～」を策定いたしました。

この計画は配偶者暴力防止法に基づく「品川区配偶者暴力対策基本計画」に加え、2015（平成27）年に制定された女性活躍推進法に基づく「品川区女性活躍推進計画」も新たに包含し、女性がその能力を十分に発揮し職業生活や地域活動で一層活躍するとともに、すべての区民がいきいきと暮らすことができる豊かで活力ある地域社会を築いていくための施策推進の基盤となるものであります。

1981（昭和56）年に最初の行動計画を策定してからおよそ40年が経過いたしました。この間、品川区においても第1次から第4次の行動計画に基づき、時代に応えた様々な施策を推進してまいりました。

しかし、少子・高齢社会のさらなる進展、情報化などの社会潮流、経済情勢の変化による雇用状況など、私たちをとりまく環境は激変しています。男女共同参画をめぐる地域社会の課題も大きく様変わりしています。

こうした中、東日本大震災や熊本地震など、度重なる災害を教訓とした男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画との整合を図ることの重要性が改めて認識されました。

また、性的（セクシュアル）マイノリティが日常の暮らしの中で抱える新たな人権課題が明らかになり、「性の多様性を認め合う社会づくり」の必要性が高まってまいりました。本計画においても多様性を認め合い、支え合いながら誰もが活躍できる共生社会の実現をめざして、誰もが自分らしく生きるという副題をつけたところでございます。

男女共同参画がめざす理念は、区民一人ひとりが、互いに人権を尊重し、多様な生き方に配慮しつつ、責任を分かち合い、能力と個性を発揮して、誰もが自分らしく、いきいきと安心して暮らせる社会をつくることにあります。計画策定にあたり、ご尽力いただきました計画策定検討委員会の皆様をはじめご意見をお寄せいただいた区民の皆様に心から御礼申し上げます。

2019（平成31）年３月

品川区長　**濱野　健**

目 次

計画の枠組 …… 1
「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の全体像 …… 2
基本的考え方 …… 4
基本目標Ⅰ　人権が尊重されるまち　しながわの実現 …… 6
基本目標Ⅱ　あらゆる暴力の根絶 …… 8
基本目標Ⅲ　女性の活躍と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 …… 10
基本目標Ⅳ　男女共同参画のまちづくりの推進 …… 12
数値目標 …… 14
計画を推進するために …… 16
品川区男女共同参画センター …… 17

※本計画について詳しくは、品川区ホームページをご覧ください

マイセルフ品川プラン　検索

計画の枠組

1 計画策定の趣旨

品川区では、「男女共同参画のための品川区行動計画（第４次）」を 2009（平成 21）年 10 月に策定し、「区民一人ひとりが互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、能力と個性を発揮できる男女共同参画社会の実現」を基本理念に、「行動」、「協働」、「推進」の３つの基本視点に立って、男女共同参画の促進に向けて取り組んできました。また、2011（平成 23）年には、「品川区配偶者暴力対策基本計画」を策定し、2015（平成 27）年４月には改訂を行い、配偶者等からの暴力対策を体系的かつ総合的に進めてきました。

2018（平成 30）年度をもって両計画の計画期間が終了となるため、施策の進捗状況はもとより、この間の法整備をはじめ、男女共同参画の実態や社会情勢の変化などにより生じた課題を踏まえ、新たに包括的視点として「共生」を追加し、両計画と「品川区女性活躍推進計画」を一体化した「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」を策定します。なお、本計画の策定にあたっては、品川区の男女平等啓発誌「マイセルフ　自分らしく」の名称のように、区民一人ひとりが自分らしく生きる社会をめざし、本計画の総称を「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」とします。

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、下記の法律、条例および品川区の計画等を踏まえ、策定しました。

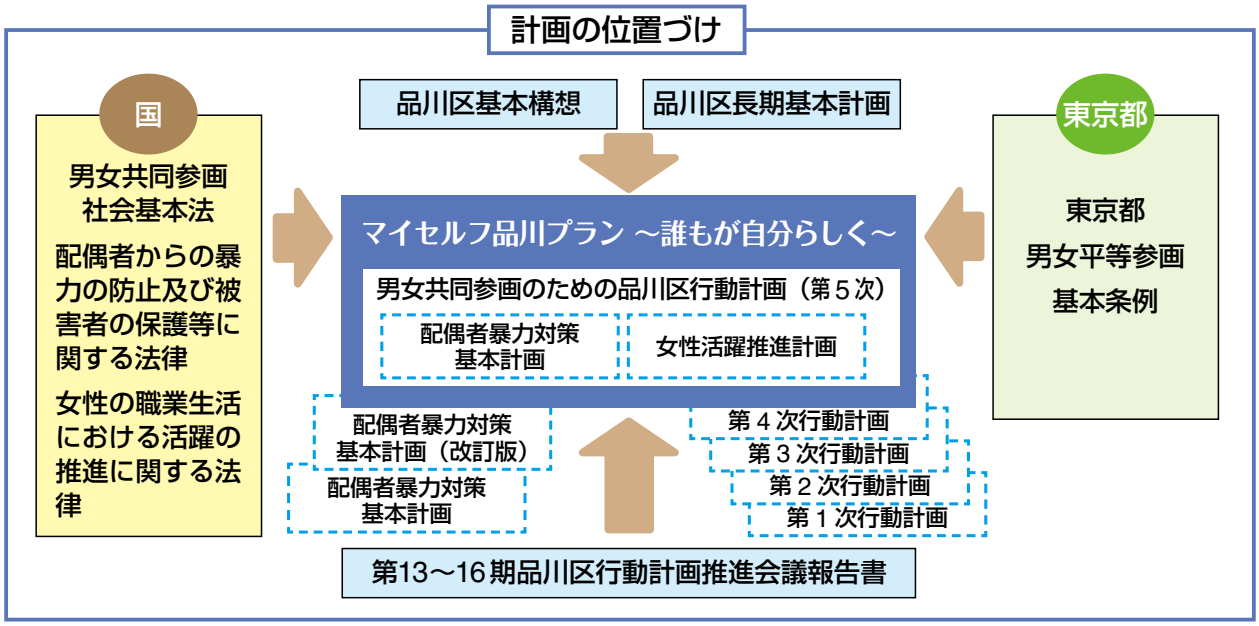

(2) 計画の期間

計画の期間は、2019（平成 31）年度から 2028 年度までの 10 年間です。計画は、概ね５年後に見直しを行います。

「マイセルフ品川プラン ～誰もが自分らしく～」の全体像

男女共同参画のための品川区行動計画（第４次）

品川区長期基本計画

品川区行動計画推進会議からの報告書

品川区配偶者暴力対策基本計画（改訂版）

第１章 計画の枠組

1 計画策定の趣旨

2 計画策定の背景

3 品川区の男女共同参画をとりまく現状

4 計画の概要

第２章 基本的考え方

区民一人ひとりが、互いに人権を尊重し、多様な生き方に配慮しつつ、責任を分かち合い、能力と個性を発揮して、誰もが自分らしく、いきいきと安心して暮らせる男女共同参画社会の実現

基本理念	基本視点	基本目標
区民一人ひとりが、互いに人権を尊重し、多様な生き方に配慮しつつ、責任を分かち合い、能力と個性を発揮して、誰もが自分らしく、いきいきと安心して暮らせる男女共同参画社会の実現	共生	人権が尊重されるまち しながわの実現
	行動	あらゆる暴力の根絶
	協働	女性の活躍と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
	推進	男女共同参画のまちづくりの推進

第３章 課題解決の方向と取組

男女共同参画のための品川区行動計画（第５次）

基本目標Ⅰ　人権が尊重されるまち しながわの実現

1. 男女平等意識の教育と啓発
2. 性的（セクシュアル）マイノリティへの理解促進と支援 NEW
3. 生涯を通じた健康づくりの支援
4. 共生社会の理解促進と支援 NEW

基本目標Ⅱ　あらゆる暴力の根絶［品川区配偶者暴力対策基本計画］

1. 配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見
2. 配偶者等からの暴力被害者の立場に立った相談の充実と支援体制の整備
3. セクシュアル・ハラスメントの防止
4. 性暴力の防止
5. 区の体制整備および関係機関等との連携

基本目標Ⅲ　女性の活躍と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進［品川区女性活躍推進計画］ NEW

1. 女性の活躍への支援
2. 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
3. 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進
4. 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標Ⅳ　男女共同参画のまちづくりの推進

1. 地域活動における男女共同参画の推進
2. 防災・まちづくりにおける男女共同参画 NEW
3. 政策・方針等の意思決定における男女共同参画
4. 男女共同参画センターの機能の充実 NEW

第４章 計画を推進するために

国

東京都

他区市町村

連携

品川区

行動計画推進会議

行政連絡会議

男女共同参画センター

連携協働

団体　企業　区民

NEW 男女共同参画のための品川区行動計画（第４次）から新たに追加した項目

基本的考え方

1 基本理念

◆ 基本理念 ◆

**区民一人ひとりが、互いに人権を尊重し、
多様な生き方に配慮しつつ、責任を分かち合い、
能力と個性を発揮して、誰もが自分らしく、
いきいきと安心して暮らせる
男女共同参画社会の実現**

本計画は、区民一人ひとりが互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によってあらゆる分野に対等に参画できる、男女共同参画社会の実現を目的として策定するものです。

区民一人ひとりが、性別や国籍、人種、文化などの様々な違いにとらわれず、多様な生き方を互いに尊重し合い、自分らしい生き方とライフスタイルをめざすことが、最も重要な視点になると考えます。

また、少子・高齢社会が進むなかで、互いに支え合う地域社会をつくるためには、区民、町会・自治会、企業、NPO・ボランティア団体、区などがそれぞれに主体性を発揮し、連携・協力していくことも大切です。

本計画では、家庭、地域、職場、学校のすみずみにまで男女共同参画の視点を浸透させ、これにより、多様な状況にある区民が性別にかかわらず、能力と個性を発揮して互いに支え合う地域社会をつくることを基本理念として定めます。

2 基本視点

基本理念を実現していくために、本計画から新たに包括的視点として「共生」を追加し、次の４つの基本視点に立って本計画を推進していきます。

◆ 基本視点 ◆

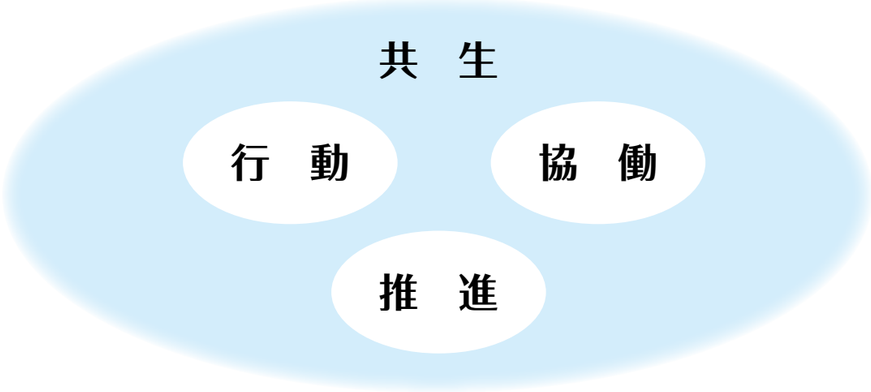

◆共生

区は、区民一人ひとりが、性別、国籍、人種、文化などの様々な違いを互いに尊重し、認め合いながら、多様な人々が共生できるような環境づくりに取り組んでいきます。

◆行動

区民一人ひとりが、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる場面において男女共同参画の理念に基づき、意識や慣行を見直し、男女共同参画社会の実現に向けて行動します。

◆協働

男女共同参画の施策の実施にあたっては、区と区民、町会・自治会、企業、NPO・ボランティア団体などがそれぞれ主体となって、協働していきます。

◆推進

計画の推進にあたっては、進捗状況の調査とその評価を実施しながら推進します。

基本目標Ⅰ　人権が尊重されるまち しながわの実現

男女が互いにその人権を尊重し、多様性を認め合い、性別にとらわれることなく対等な立場で能力と個性を発揮することは、男女共同参画社会の実現に向けた重要な目標です。区民生活のあらゆる場面で従来の慣行を見直し、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方ができる社会をめざした意識啓発や情報提供等を行います。

現状と課題

① 男女平等意識の啓発
② 性の多様性を認め合う社会づくり
③ 生涯を通じた健康づくりの支援
④ 多様な人々が安心して暮らせる環境づくり

◆図表Ⅰ　分野別男女平等評価（全体）

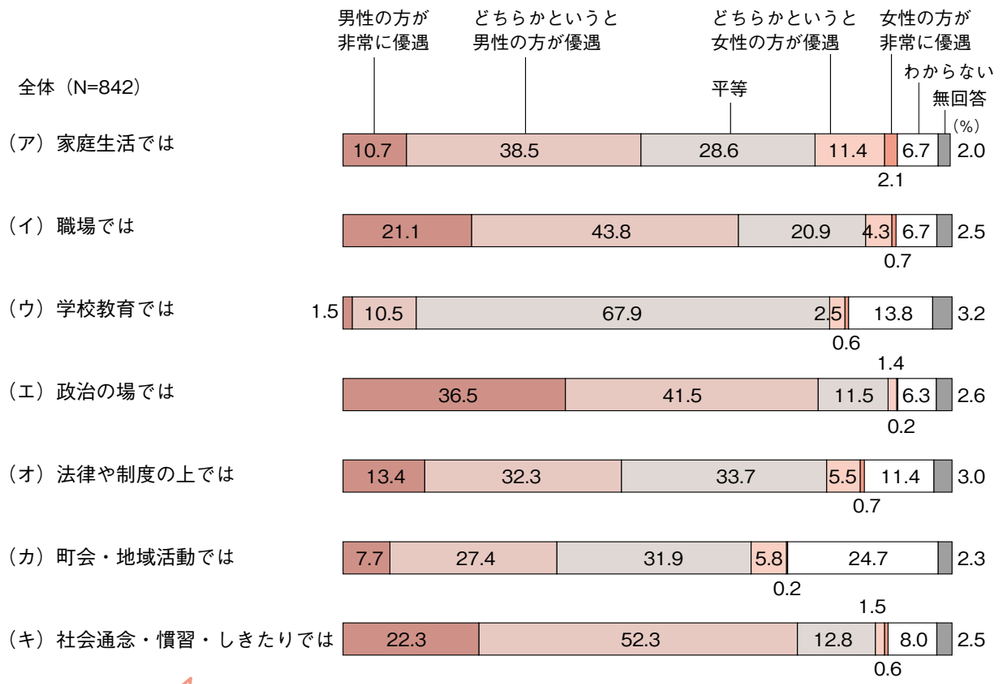

『職場では』、『政治の場では』、『社会通念・慣習・しきたりでは』において、男性が優遇されていると感じている人が多く、不平等感が強くなっています。

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

基本施策と取組

目標１　男女平等意識の教育と啓発	
(1) 男女平等意識の教育と啓発	① 人権尊重都市品川宣言の普及・啓発 ② 男女平等の視点に基づく人権教育と学習機会の提供 ③ 働く場等における男女平等意識の啓発
(2) 男女平等教育の推進	① 教育の場における男女平等の推進
(3) メディアにおける人権の尊重	① 区刊行物等における男女平等の視点の定着 ② メディア・リテラシーの育成
目標２　性的（セクシュアル）マイノリティへの理解促進と支援	
(1) 性的（セクシュアル）マイノリティへの理解促進に向けた教育と啓発 重点	① 啓発活動の推進 ② 教育の場における理解の促進
(2) 性的（セクシュアル）マイノリティへの支援 重点	① 相談の充実と居場所づくり
目標３　生涯を通じた健康づくりの支援	
(1) 年代や性差に応じた健康づくりの支援	① 生涯を通じた健康づくりの推進 ② 母子健康医療体制の整備
(2) こころの健康づくりの支援	① 相談の充実 ② こころの健康づくりに関する情報提供
目標４　共生社会の理解促進と支援	
(1) 共生社会の理解促進に向けた取組	① 多様性を認め合う意識づくり
(2) 外国人に開かれた地域社会をつくるための取組	① 多文化理解に関する取組の充実 ② 多文化共生に向けた情報提供の充実

重点取組

目標２　性的（セクシュアル）マイノリティへの理解促進と支援

(1) 性的（セクシュアル）マイノリティへの理解促進に向けた教育と啓発 重点

性的（セクシュアル）マイノリティへの理解を促進するために、男女平等啓発誌「マイセルフ」や区の広報媒体を活用した啓発を行うとともに、講座を実施し、知識の普及を行います。また、区職員や区立学校教職員が適切な対応ができるよう、性的（セクシュアル）マイノリティへの理解を促進します。

性の多様性尊重啓発講座

(2) 性的（セクシュアル）マイノリティへの支援 重点

性的（セクシュアル）マイノリティが悩みを相談しやすいよう、相談を充実するとともに、安心して利用できる居場所づくりを行います。また、区立小学校、中学校、義務教育学校において、性的（セクシュアル）マイノリティの児童・生徒に対し、ニーズに配慮した個別的支援を行います。

区立小学校、義務教育学校（前期課程）の５年生の市民科で人権について学ぶ時の副読本

性的（セクシュアル）マイノリティ：「出生時に判定された性別（身体の性）と性自認（自分が認識している自分自身の性別）が一致し、かつ、性的指向（どのような性別の人を好きになるか）は異性」というパターンに当てはまらない人たちのこと。代表的な性的マイノリティの頭文字をとってＬＧＢＴなどと呼ばれている。

基本目標Ⅱ　あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力やストーカー行為、性暴力等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。被害を未然に防ぐためには、配偶者等からの暴力やストーカー行為等の防止に向けた普及啓発、早期発見が重要であり、被害者の支援にあたっては、相談から保護、自立まで、被害者一人ひとりの状況に応じた切れ目のない総合的な支援を行うことが求められています。あらゆる暴力は人権侵害であるという認識に立ち、なかでも女性に対する暴力を根絶するための施策を充実します。

現状と課題

① 配偶者等からの暴力の防止
② セクシュアル・ハラスメントや性暴力等の防止

◆図表Ⅱ　配偶者等からの暴力・デート DV の経験、見聞きしたことの有無（全体、複数回答）［経年比較］

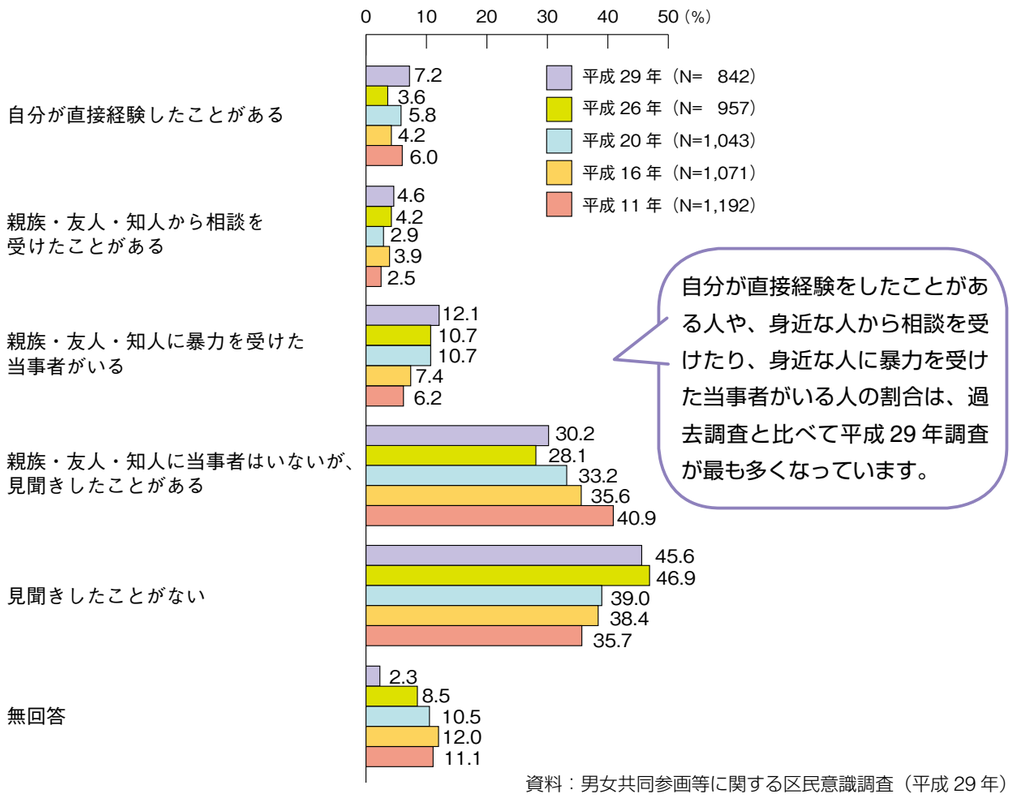

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

JK ビジネス：児童の性を売り物とする営業の一つ。主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、性的なサービスを客に提供させるもののこと。
SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトのサービスのこと。
リベンジポルノ：本人の同意を得ずに、ヌード、性的な画像または動画をインターネットなどにいやがらせの目的で公開する性的暴力のこと。

【品川区配偶者暴力対策基本計画】

基本施策と取組

目標 1　配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見	
（1）暴力防止に向けた啓発活動の推進	① 情報提供と啓発活動の推進 ② 人権教育の推進
（2）若年層に向けた意識啓発と教育の推進　重点	① 情報提供と啓発活動の推進
（3）早期発見への取組	① 情報提供と啓発活動の推進 ② 区民、職務関係者等との連携
目標 2　配偶者等からの暴力被害者の立場に立った相談の充実と支援体制の整備	
（1）相談機能の充実	① 相談窓口の周知と情報提供 ② 相談窓口の充実 ③ 相談環境の安全確保
（2）安全確保に向けた体制の整備	① 緊急一時保護
（3）自立に向けた支援体制の整備	① 適切な情報提供 ② 心身の回復に向けた支援 ③ 住宅確保のための支援 ④ 就労に関する支援
（4）子どもへの支援体制の整備	① 保育・就学等の行政サービスに関する支援 ② 子どものこころのケアの支援
目標 3　セクシュアル・ハラスメントの防止	
（1）セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	① 啓発活動の推進と実態調査の実施 ② 区職員・区立学校教職員への研修の実施 ③ 学校における性教育の実施
（2）相談の充実	① 相談と支援
目標 4　性暴力の防止	
（1）性暴力防止のための啓発	① 啓発活動の推進と実態調査の実施 ② 区職員・区立学校教職員への研修の実施 ③ 学校における性教育の実施
（2）相談の充実	① 相談と支援
目標 5　区の体制整備および関係機関等との連携	
（1）区の体制の整備と施策の推進	① 配偶者暴力相談支援センター機能の整備 ②「品川区虐待防止ネットワーク」の推進 ③ 個人情報保護の遵守 ④ 職員研修の実施 ⑤ 相談員等のメンタルヘルス対策
（2）関係機関との連携の推進	① 関係機関との連携

重点取組

目標 1　配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見

（2）若年層に向けた意識啓発と教育の推進 重点

若年層に向けて、デート DV やストーカー行為、性暴力、JK ビジネスや SNS を使ったリベンジポルノ等の防止のための意識啓発と出前講座等を通して教育を行います。

基本目標Ⅲ　女性の活躍と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進　【品川区女性活躍推進計画】

男女共同参画社会の実現に向けては、男女がともに、仕事と家庭、地域、余暇や自己啓発など様々な分野においてバランスよく活動できることが重要です。働きたい女性が社会的なキャリアを育みつつ、働きつづけられるように、子育てや介護などの支援を充実するとともに、特に男性が従来の仕事中心のライフスタイルから、仕事、家庭生活、地域生活等のバランスがとれたライフスタイルへの転換が図れるように、事業者とも協働して施策を推進していきます。

現状と課題

① 女性の就業継続、再就職等に向けた取組
② ワーク・ライフ・バランスの推進
③ ワーク・ライフ・バランスに関する企業への働きかけ
④ 子育てや介護に関する支援

◆図表Ⅲ　男性の育児休業の取得が少ない理由（全体、性別：複数回答）

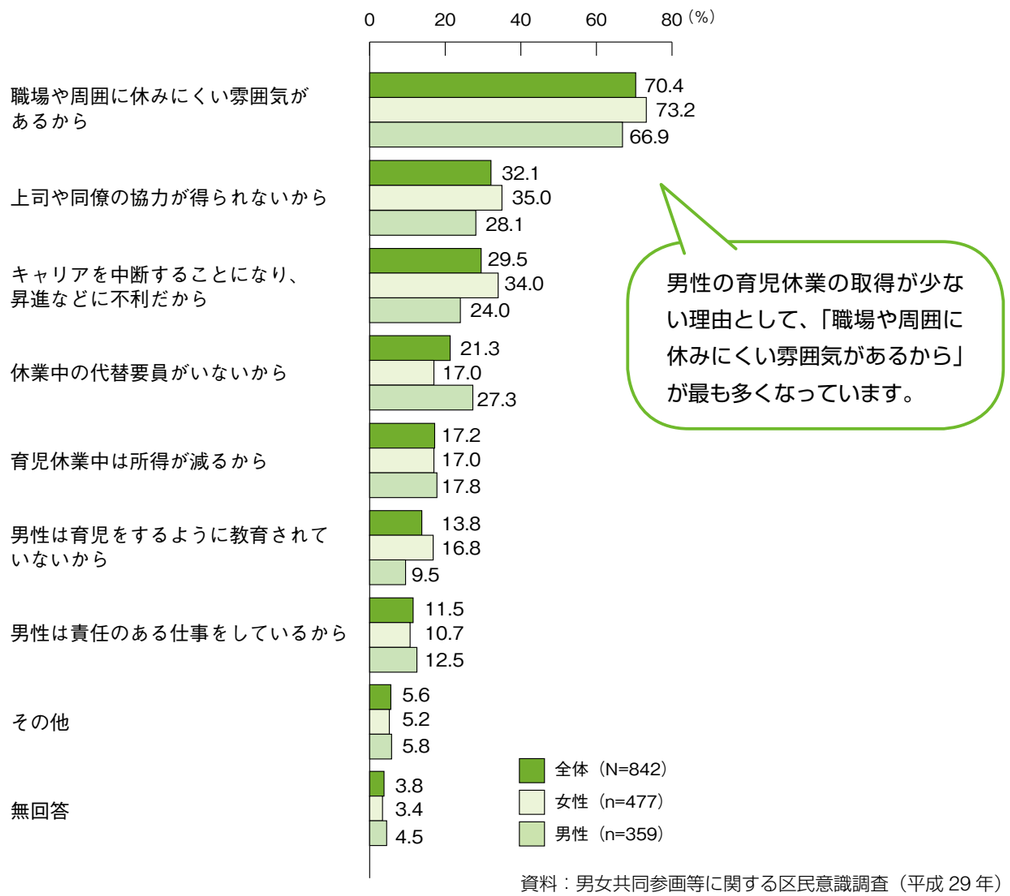

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成 29 年）

基本施策と取組

目標１　女性の活躍への支援	
（1）就労の支援	① 就労に関する情報提供および支援
（2）起業・創業の支援	① 起業・創業に関する情報提供および支援 ② 起業・創業のための金融支援制度の充実
（3）働きやすい職場環境づくり	① 働き方改革の支援 ② 職場におけるハラスメント防止に関する情報提供と啓発
（4）ワーク・ライフ・バランスの普及	① ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供と啓発
目標２　働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	
（1）企業等への働きかけ　重点	① ワーク・ライフ・バランス支援事業の促進 ② 特定事業主行動計画の策定と進行管理
目標３　家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進	
（1）子育てをしやすい環境づくり	① 相談の充実 ② 保育の充実 ③ 交流の場づくり
（2）男女がともに子育てをするための支援	① 男女がともに子育てに取り組むための意識づくり ② 子育てに関する支援
（3）ひとり親家庭への支援	① ひとり親家庭の相談および情報提供 ② ひとり親家庭の生活支援
（4）高齢者・障害者とその家族への支援	① 高齢者の相談および情報提供の充実 ② 介護者への支援 ③ 障害者の相談および情報提供の充実 ④ 障害者の地域生活支援体制の整備
目標４　地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進	
（1）地域における子育て・介護等の支援体制の整備	① 子育て支援活動の充実 ② 高齢者支援活動の充実 ③ 障害者当事者団体・家族会の活動支援 ④ 交流事業の充実

重点取組

目標２　働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

（1）企業等への働きかけ　重点

企業等において、ワーク・ライフ・バランスの考え方が重視され、男女ともに仕事と家庭生活を両立しやすい雇用環境が進むよう、働きかけと支援を行います。

しながわ～く（働き方改革）推進セミナー

ワーク・ライフ・バランス：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会とは、個人が、仕事と家庭生活や余暇、地域活動、自己啓発などの個人的生活とのバランスを保ち、仕事と私生活のいずれも犠牲にすることなく自己実現がめざせる社会のことをいう。

基本目標Ⅳ　男女共同参画のまちづくりの推進

男女共同参画社会の実現に向けては、地域活動や防災などの様々な分野において男女がともに参画し、多様な視点が反映されたまちづくりが重要です。地域活動や防災分野を含め、政策や方針の決定過程に女性が今まで以上に参画できるようなしくみづくりを進めるとともに、人材の育成と発掘などを積極的に行います。

現状と課題

① 地域活動における男女共同参画の推進
② 防災分野における女性の参画の促進
③ 政策･方針決定過程への女性の参画の促進
④ 男女共同参画センターの機能の充実

◆図表Ⅳ　地域における災害対策において男女平等の視点を活かすために重要なこと（全体、性別：複数回答）

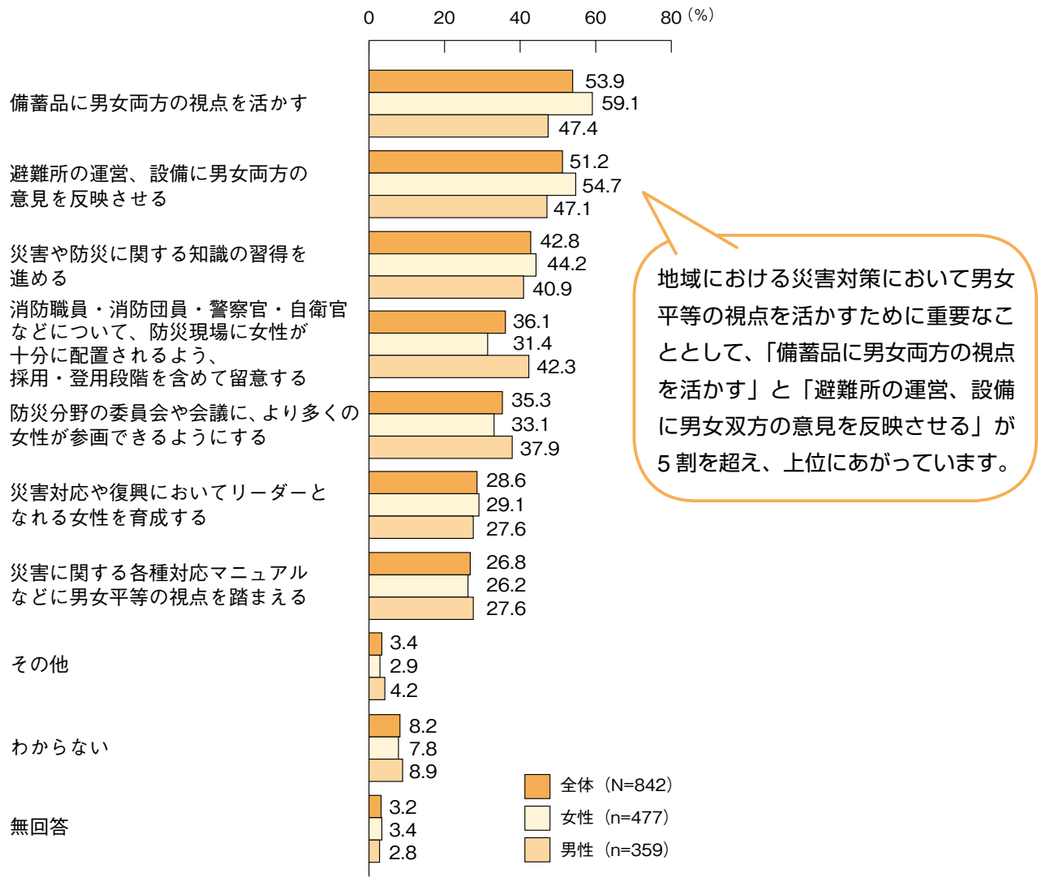

地域における災害対策において男女平等の視点を活かすために重要なこととして、「備蓄品に男女両方の視点を活かす」と「避難所の運営、設備に男女双方の意見を反映させる」が5割を超え、上位にあがっています。

資料：男女共同参画等に関する区民意識調査（平成29年）

基本施策と取組

目標１　地域活動における男女共同参画の推進	
（1）地域活動における男女共同参画の推進	① 地域活動者への男女平等意識の啓発
（2）地域活動に参画しやすい環境づくり	① 地域活動に参画するきっかけづくり ② 地域活動の充実
目標２　防災・まちづくりにおける男女共同参画	
（1）防災分野における多様な視点の反映　重点	① 防災における女性の参画の推進 ② 男女の視点を取り入れた防災対策
（2）まちづくりにおける女性の参画の拡大	① まちづくりへの女性の参画の拡大
目標３　政策・方針等の意思決定における男女共同参画	
（1）審議会等への男女共同参画	① 審議会等の男女比率の改善
（2）区役所における男女共同参画推進体制の充実	① 女性職員が昇任試験を受けやすい環境整備 ② 人材育成研修の推進
目標４　男女共同参画センターの機能の充実	
（1）男女共同参画意識の啓発	① 意識啓発のための情報発信と学習機会の提供
（2）区民等との協働・交流	① 啓発事業における区民等との協働 ② 男女共同参画に向けた交流
（3）相談機能の整備	① 相談機能の充実と整備

重点取組

目標２　防災・まちづくりにおける男女共同参画

（1）防災分野における多様な視点の反映　重点

安全で安心できるまちづくりに向けて、区の地域防災計画の策定過程から女性の参画を進め、防災区民組織や避難所運営、備蓄品等に男女共同参画の視点が盛り込まれるように配慮します。

地域・事業所・行政による三者訓練

しながわ防災学校－地域実践コース

しながわ防災学校－防災カフェ

数値目標

本計画に基づく施策を推進するために、基本目標ごとに区民にわかりやすい指標を次のように設定し、計画見直しの参考とします。

基本目標Ⅰ　人権が尊重されるまち　しながわの実現

指標	実績 2018 年度 （平成 30）	目標 2023 年度	担当課	関連している目標
「人権尊重都市品川宣言」を「知っている」人の割合 （人権に関わる意識調査）	26.9% （平成 26 年調査）	50.0%	人権啓発課	1　男女平等意識の教育と啓発
「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「そうは思わない」人の割合 （男女共同参画等に関する区民意識調査）	63.7% （平成 29 年調査）	80.0%	人権啓発課	1　男女平等意識の教育と啓発
性的（セクシュアル）マイノリティへの理解促進に向けた講座・イベントの開催回数	年３回	継続実施	人権啓発課	2　性的（セクシュアル）マイノリティへの理解促進と支援
がん検診の受診率※1 ①子宮（頸）がん ②乳がん	①　27.4% ②　27.2% （平成 29 年度）	現状以上	健康課	3　生涯を通じた健康づくりの支援

※１　当該年度および前年度に品川区の子宮（頸）がん検診および乳がん検診を受診した区民の割合（子宮（頸）がん検診および乳がん検診は２年に１回）

基本目標Ⅱ　あらゆる暴力の根絶

指標	実績 2018 年度 （平成 30）	目標 2023 年度	担当課	関連している目標
「デート DV」という言葉の認知度※2 ①女性 ②男性 （男女共同参画等に関する区民意識調査）	①　40.9% ②　25.3% （平成 29 年調査）	①　80.0% ②　80.0%	人権啓発課	1　配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見
セクシュアル・ハラスメントや性暴力等に関する講座の開催回数	年１回	継続実施	人権啓発課	3　セクシュアル・ハラスメントの防止 4　性暴力の防止

※２「内容を知っている」の割合

基本目標Ⅲ　女性の活躍と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

指標	実績 2018 年度 （平成 30）	目標 2023 年度	担当課	関連している目標
職場において男女の地位の平等感が「平等」と考えている人の割合 ①女性　　②男性 （男女共同参画等に関する区民意識調査）	①　18.9% ②　23.7% （平成 29 年調査）	①　60.0% ②　60.0%	人権啓発課	1　女性の活躍への支援
区内事業所におけるハラスメント対策に取り組んでいる割合※3 （男女共同参画等に関する事業所状況調査）	41.8% （平成 29 年調査）	70.0%	人権啓発課	1　女性の活躍への支援
区内事業所における「女性活躍推進法」という言葉の認知度※4 （男女共同参画等に関する事業所状況調査）	59.1% （平成 29 年調査）	80.0%	人権啓発課	2　働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度で３つをともに優先している人の割合 ①希望　　②現状 （男女共同参画等に関する区民意識調査）	① **全体 18.6%** 女性 22.4% 男性 13.6% ② **全体 5.6%** 女性 5.7% 男性 5.3% （平成 29 年調査）	①　50.0% ②　40.0%	人権啓発課	2　働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 3　家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進 4　地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進
区職員における男性の育児休業取得率※5 （第二次前期品川区特定事業主行動計画）	2.9% （平成 29 年度）	10%以上	人事課	2　働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

※３「防止策や対応策など、すでに何らかの取組を実施している」の割合
※４「内容を含めて良く知っている」と「内容をある程度知っている」を合計した割合
※５　当該年度内に子が生まれた男性職員の総数に占める育児休業（子が３歳に達する日（誕生日の前日）まで取得可）の取得者数の割合

基本目標Ⅳ　男女共同参画のまちづくりの推進

指標	実績 2018 年度 （平成 30）	目標 2023 年度	担当課	関連している目標
地域活動・ボランティア活動などについて、「取り組んでいる活動がある」人の割合※6 （男女共同参画等に関する区民意識調査）	26.4% （平成 29 年調査）	60.0%	人権啓発課	1　地域活動における男女共同参画の推進
品川区防災会議における女性の割合	6.6%	国の目標値 30.0%	防災課	2　防災・まちづくりにおける男女共同参画
審議会・委員会等※7 における女性委員の割合 ①行政委員会　　②審議会等	①　23.1% ②　33.3%	①　40.0% ②　40.0%	人権啓発課	3　政策・方針等の意思決定における男女共同参画
区職員における課長級以上の女性職員の割合 （第二次前期品川区特定事業主行動計画）	23.5%	30.0%	人事課	3　政策・方針等の意思決定における男女共同参画
品川区男女共同参画センターの認知度※8（区民） （男女共同参画等に関する区民意識調査）	17.9% （平成 29 年調査）	40.0%	人権啓発課	4　男女共同参画センターの機能の充実

※６　なんらかの活動に参加している人の割合
※７　地方自治法（第 180 条、第 202 条）に定めるものおよび、それ以外で条例、規則、要綱等に基づき区が設置している会議等
※８「利用したことがある」と「知っているが、利用したことはない」を合計した割合

計画を推進するために

1 推進・進行管理体制

(1) 区の推進・進行管理体制

計画の推進にあたっては、各施策についての進捗・効果を定期的に検証、評価し、事業の実施や見直しに反映させます。また、社会状況の変化などを鑑み、概ね５年後に計画の見直しを行い、数値目標を活用しながら進捗状況や成果を把握していきます。

区民と学識経験者で構成される「行動計画推進会議」では、本計画の推進状況の点検および施策への提言を行い、庁内の横断的組織である「男女共同参画行政連絡会議」では、品川区における男女共同参画に関する施策の総合調整、今後に向けた課題等やその他推進施策全般について協議します。

また、「男女共同参画センター」では、男女平等・男女共同参画意識の醸成、女性活躍推進社会の啓蒙、配偶者等からの暴力等の暴力の防止に向けた支援等、区民および全庁職員に対する啓発事業を実施し、情報の収集・提供を行い、活動の輪を広げていきます。

(2) 区民との連携・協働による計画の推進

男女共同参画をめざす団体・グループと連携・協働し、区民の意識醸成を図ります。また、区民の交流の場を提供します。

また、今後、定期的に区民および事業所に対する調査を行い、男女共同参画、平等・人権尊重の意識と実態を把握し、施策の検討および計画の見直しの参考とします。

(3) 国・都・他区市町村等との連携

国や東京都の動向を踏まえ、連携しながら計画を推進します。また、他区市町村とも協力し、情報の交換や収集に努め、連携しながら事業を展開します。

また、法律・政令・都条例等の制定、改正など、区独自では解決できない問題等への対応について、国や東京都に働きかけていきます。

2 計画の進行管理方法

(1) PDCA サイクルによる進行管理

本計画の進捗にあたってはPDCA（Plan：計画の策定、Do：事業の実施、Check：事業・計画の評価、Action：事業・目標の見直し）サイクルによる進行管理を活用して、行動計画推進会議において、本計画の取組の推進状況について評価や取組の見直し等を行います。また、概ね５年後に数値目標について評価を行い、進捗状況や成果を把握し、計画の見直しを実施します。

品川区男女共同参画センター

品川区男女共同参画センターは、男女共同参画社会実現のための拠点施設であり、下記のような様々な取組を行っています。

女性相談員による総合相談
（法律相談・カウンセリング相談・DV 相談）

人間関係、家族の問題、配偶者や恋人などからの暴力（DV）、セクシュアリティについて等、心や生き方の悩み、離婚や相続等の法律に関することなど、ご相談ください（区内在住・在勤・在学の方どなたでも相談できます）。

相談日・時間等、詳しくは、お問合せください。

フォーラム・啓発講座

男女共同参画推進フォーラムを区民の企画運営委員と共に開催する他、社会状況や区民の関心に応じたテーマで、男女共同参画推進講座、DV 講座などを開催しています。

男女平等啓発誌マイセルフ

男女共同参画に関する情報を発信しています。

交流の場、情報の提供
（会議室・交流室・資料コーナー）

男女共同参画の推進、意識啓発を目的とした、団体・グループの活動や区民の交流の場を提供します。また、パネルや資料、パンフレットなど、区や他自治体・関係機関の情報を提供しています。

利用案内

〈開館時間〉

交流室・資料コーナー　9:00～21:30
会議室　9:00～12:00／13:00～17:00
　　18:00～21:30
※会議室は登録団体のみ利用ができます
事務室　9:00～17:00

〈休館日〉

保守点検日、年末年始
※事務室は、土・日曜日、祝日、年末年始

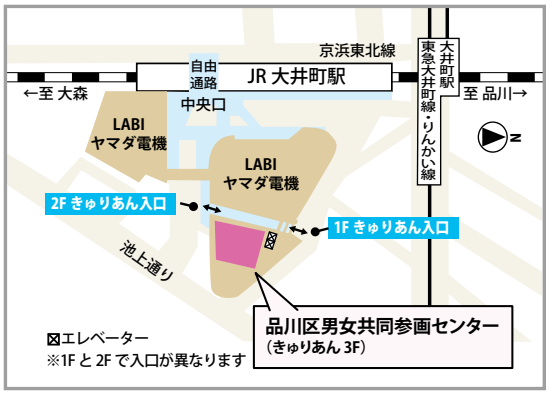

〈問合せ〉

電話 03-5479-4104、FAX 03-5479-4111

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして
自由であり、平等である
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ
絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに
日本国憲法と世界人権宣言は
この人類普遍の原理をあらわし
人権の尊重が
国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は
いまだに差別意識と偏見が
人々の暮らしの中に深く根づき
部落差別をはじめ
障害者、女性、先住民族、外国人への差別など
どれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は
人間の理性と良心によって
必ずや解消できることを
我々は確信する

平和で心ゆたかな
人間尊重の社会の実現をめざす品川区は
『人権尊重都市品川』を宣言し
差別の実態の解消に努め
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを
ここに誓う

1993（平成 5）年 4 月 28 日

品　川　区

マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～
（概要版）

2019（平成 31）年 3 月発行

品川区総務部人権啓発課
品川区東大井 5-18-1
品川区立総合区民会館（きゅりあん）3 階
品川区男女共同参画センター
電話 03（5479）4104　FAX 03（5479）4111